

「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というはがきが届いた。はがきには、「利用していた運営会社から訴状が届いたので、期日までに本人から問い合わせるように」と書いてある。総合消費料金とは何のことか分からない。身に覚えもない。どう対応すべきか？

(50歳代 女性)

突然、身に覚えのない請求が来たら…。架空請求では「民事訴訟」「強制執行」「身辺調査」などと不安をあおる言葉が記載されています。実在する公的機関によく似た名称、実在する中央省庁の名称、公益法人名をかたる場合もあります。

このようなはがきによる請求に関する相談が急増しています。電子メールや、ショートメール・メッセージ・サービス(SMS)で請求を受けたという相談も多数寄せられています。

中には、裁判の取り下げ期日が迫っているので請求先に電話をしたケースもあります。「心配しなくていい」として、「弁護士会の番号」を案内されたそうです。

この相談者が、その番号へ電話したところ、相手は「大変だ。相手が裁判を取り下げないと言っている。お金を準備してくれなければ弁護はできない」と、コンビニエンスストアで数十万円分のプリペイドカードの購入と、そのカード番号を連絡するよう要求してきたそうです。相談者は言われたとおりにしてしまったとのことでした。

従来の架空請求の手口では、金融機関の口座にお金を振り込むよう要求するのが主流でした。しかし、近年は金融機関側の防犯対策が進んだことから、プリペイドカードを購入させる手口が新たに出てきたようです。そのカード番号を相手に伝えてしまえば、その時点で相手がカードを利用できるようになります。誰が使ったのかも特定しづらい仕組みです。口座に振り込んだ場合と比べ、被害回復として返金してもらえる可能性が低いいため、注意が必要です。

このような架空請求を受け、不安なこと、不審に思う点などがあれば、お気軽に最寄りの消費相談窓口にご相談ください。

## ◆架空請求のはがきやメールなどが届いた時の注意点

### ① 絶対に自分から連絡しない

氏名や電話番号などの個人情報をみすみす伝えることになりかねない

### ② 利用した覚えがないなら払わない

脅し文句にひるまず、無視。悪質な取り立てを受けたり、支払ってしまった場合は警察に相談

### ③ 最寄りの消費生活相談窓口相談

同じようなはがきやメールなどが多くの人に届いているといった情報や、対応策に関するアドバイスが得られる